

相楽東部広域連合第2次広域計画

(平成 26 年 3 月 6 日議決)

(平成 26 年 7 月 7 日議決)

(平成 26 年 12 月 1 日議決)

(平成 30 年 7 月 13 日議決)

第1 広域計画の概要

1 広域連合の設立経緯及び趣旨

笠置町、和東町及び南山城村(以下「関係町村」という。)は、少子・高齢化や高度情報化、国際化など急速に変化しつつある社会経済情勢と地方分権の流れや今日の危機的な行財政状況に対応するため、平成 18 年 4 月に相楽東部広域業務連携協議会を設立して関係町村の広域的な業務連携を推進することとし、広報誌「れんけい」の発行をはじめとする連携事務を実施するとともに、更に連携を強化していくための方途について協議を重ねてきた。

その結果、より効果を発揮するためには、広域連合化を行うことが最適との結論に達し、関係町村の議会の議決を経て平成 20 年 12 月 22 日に相楽東部広域連合(以下「広域連合」という。)が設立された。

広域連合では、そのスケールメリットを活かしつつ、徹底した行財政の効率化を図るとともに、それぞれの地域特性を活かしながら、地域振興や住民の福祉の向上を図ることとしている。

2 広域計画の趣旨

相楽東部広域連合第2次広域計画(以下「第2次広域計画」という。)は、関係町村の広域事務を総合的かつ計画的に行うため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 291 条の 7 の規定に基づき策定する計画である。

第2次広域計画は、第1次広域計画に引き続き広域連合及び関係町村が相互に役割を担い、連絡調整を図りながら処理する事項について定めるものである。

3 広域計画の項目

広域計画は、相楽東部広域連合規約(以下「規約」という。)第 5 条(広域連合の作成する広域計画の項目)の規定に基づき、次の項目について記載する。

(1) 広報誌の発行に関すること

- (2)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 15 条に規定する町村審査会(以下「障害支援区分審査会」という。)の設置及び運営に関すること
- (3)福祉有償運送共同運営協議会の設置及び運営に関すること
- (4)要保護児童対策地域協議会の設置及び運営に関すること
- (5)障害者自立支援協議会の設置及び運営に関すること
- (6)地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)に基づく教育委員会の設置、教育行政の組織及び運営に関すること
- (7)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)の規定に基づく一般廃棄物の収集、運搬及び中間処理に関する業務並びにじんかい処理施設の設置、管理及び経営の業務並びにじんかい処理に関すること(ただし、事業者の事業活動に伴って生じた一般廃棄物の収集及び運搬並びに一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料を徴収する事務を除く。)
- (8)いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)第 30 条第 2 項に規定する附属機関(以下「いじめ調査委員会」という。)の設置及び運営に関すること
- (9)介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 115 条の 45 第 2 項第 6 号に規定する認知症初期集中支援事業の実施に関すること
- (10)規約別表第 1 に掲げる施設(笠置児童館)の設置及び管理に関すること
- (11)その他関係町村の広域的な行政課題に係る調査・研究に関すること
- (12)広域計画の期間及び改定に関すること

第2 広域連合が行う事務

広域連合が行う事務は、次のとおりとする。

(1)広報誌の発行に関する事務

関係町村連携の下に共同で広報誌を編集・発行してきたところであるが、広域連合設立後は、広域連合と関係町村の役割分担のもと、広報誌の発行に関する事務を行う。

- ア 広報誌の企画・編集に関すること
- イ 広報誌の発行に関すること
- ウ 広報誌の住民への配布に関すること
- エ その他必要と認める事項

(2)障害支援区分審査会の設置及び運営に関する事務

広域連合に障害支援区分審査会を設置し、介護給付費等の支給に関する審査を行い、障害者自立支援法の円滑な運営に寄与する。

- ア 介護給付費等の支給申請の受理に関すること
- イ 介護給付費等の障害支援区分の審査及び認定に関すること
- ウ 介護給付費等の支給の要否の決定に関すること
- エ その他必要と認める事項

(3)福祉有償運送共同運営協議会の設置及び運営に関する事務

広域連合に相楽東部広域福祉有償運送共同運営協議会を設置し、関係町村の地域におけるNPO法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定するものをいう。以下「NPO」という。)等による道路運送法(昭和26年法律第183号)第79条の登録を得て行われる有償ボランティア輸送について、その必要性、課題、利用者の安全と利便の確保に係る方策等を協議し、住民福祉の向上に寄与する。

- ア NPO等による道路運送法第79条の登録及び更新の登録内容に関すること
- イ NPO等が実施する有償運送事業における課題と問題点に関すること
- ウ NPO等が実施する有償運送事業の適正実施に関すること
- エ その他必要と認める事項

(4)要保護児童対策地域協議会の設置及び運営に関する事務

広域連合に相楽東部広域要保護児童対策地域協議会を設置し、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童(児童福祉法第6条の3に規定する要保護児童をいう。以下同じ。)の早期発見やその適切な保護を図る。

- ア 要保護児童に対する援助に関すること
- イ 要保護児童に関する情報交換並びに関係機関の連携及び協力の推進に関すること
- ウ 要保護児童に関する広報・啓発の推進に関すること
- エ その他必要と認める事項

(5)障害者自立支援協議会の設置及び運営に関する事務

広域連合に相楽東部広域障害者自立支援協議会を設置し、関係町村における障害者の相談支援事業をはじめとする地域の障害者福祉のシステムづ

くりに関する協議を行い障害者福祉の充実を図る。

- ア 委託相談事業者の運営評価等に関すること
- イ 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること
- ウ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関する
こと
- エ 地域の社会資源の開発及び改善に関すること
- オ その他必要と認める事項

(6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)に基づく教育委員会の設置、教育行政の組織及び運営に関する事務

関係町村における教育行政の体制の充実・整備を図るため、広域連合に新たに教育委員会を設置し、関係町村がこれまで長年をかけて築いてきた歴史や文化の伝統を重んじつつ、これらの多様性や独自性を活かして一体感のある教育行政を目指す。

広域連合は、関係町村の教育行政全般を所掌するとともに、次に掲げる事項について充実・整備を図る。

- ア 教育行政の基本方針等の策定に関すること
- イ 教育分室の設置・運営に関すること
- ウ 組織及び職員体制の整備に関すること
- エ 社会教育施設使用料等の調整に関すること
- オ 指導主事・社会教育主事の配置の充実に関すること
- カ 社会教育委員・体育指導委員の委嘱に関すること
- キ 文化財保護行政の体制の整備に関すること
- ク その他の必要と認める事項

(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の規定に基づく一般廃棄物の収集、運搬及び中間処理に関する業務並びにじんかい処理施設の設置、管理及び経営の業務並びにじんかい処理に関する事務。(ただし、事業者の事業活動に伴って生じた一般廃棄物の収集及び運搬並びに一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料を徴収する事務を除く。)

広域連合は、次に掲げる事項について関係町村の廃棄物の適正な処理の推進を図る。

- ア 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の策定に関すること
- イ 一般廃棄物の収集、運搬及び中間処理業務並びに処理及び清掃に
関すること
- ウ じんかい処理施設(相楽東部広域連合立相楽東部クリーンセンター)

- の設置、管理及び経営の業務並びにじんかい処理に関すること
- エ 一般廃棄物処理に係る公害防止に関すること
- オ その他必要と認められた事項

(8)いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)第 30 条第 2 項に規定する、
いじめ調査委員会の設置及び運営に関する事務

調査委員会は、次に掲げる事項を調査・審議し、答申する。

- ア いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に該当する
いじめが発生し、相楽東部広域連合教育委員会が同項に基づき行った
当該いじめに係る調査結果の再調査に関すること
- イ 再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該
重大事態と同種の事態の再発防止のために連合長が講ずるべき措置
に関すること

(9)介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 115 条の 45 第 2 項第 6 号に規定
する認知症初期集中支援事業の実施に関する事務

広域連合は、次に掲げる事業を実施し、早期診断・早期対応に向けた支援
を行う。

- ア 地域住民並びに関係機関及び関係団体に対する支援チームの役割及
び機能についての広報活動、協力依頼その他の普及啓発活動に関する
こと
- イ 認知症初期集中支援活動に関すること

(10)規約別表第 1 に掲げる施設の設置及び管理に関する事務

広域連合は、規約別表第 1 に掲げる施設の設置及び管理・運営を行う。

- ア 笠置児童館の設置及び管理・運営に関すること
- イ その他必要と認める事項

(11)その他関係町村の広域的な行政課題に係る調査・研究に関すること

広域連合は、関係町村の広域的な行政課題について、広域連合化をはじ
めとする連携策等の調査・研究を行い、その課題の解決に向けて関係町村
とともに具体的方策等を検討する。

- ア 広域的な行政課題についての調査・研究に関すること
- イ 広域連合化等についての具体的方策の検討に関すること
- ウ その他必要と認める事項

第3 広域計画の期間及び改定

この広域計画の期間は、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間とし、5 年ごとに必要な改定を行う。

ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行う。